奈良県立教育研究所管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

奈良県教育委員会教育長　吉　田　育　弘

奈良県教育委員会規則第九号

奈良県立教育研究所管理運営規則の一部を改正する規則

奈良県立教育研究所管理運営規則（平成五年三月奈良県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第三条教育経営部の項中第八号を第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八　へき地指定校の学校経営及び教育活動全般に関する指導及び助言に関すること。

第三条教育情報化推進部の項第七号を削る。

附　則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。